

各省庁等が暴力団関係企業として公共事業等からの排除を公表した場合における暴追センターへの通知について(通達)

平26.3.27 警察庁丁暴発第152号

警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長から各道府県警察の長、各地方機関の長あて

(概要)

公共事業等からの暴力団排除については、各省庁及び地方公共団体（以下「各省庁等」という。）と連携を図りながら推進しているところであるが、本通達は、各省庁等が暴力団関係企業として公共事業等から排除し、その措置結果を公表した場合は、排除要請等を行った都道府県警察が当該公表事実を都道府県暴力追放運動推進センター（以下「暴追センター」という。）に通知することとしたものであり、通知について以下の事項を示したものである。

1 趣旨

各省庁等が公共事業等からの排除措置を公表した暴力団関係企業に関する公知情報を暴追センターに集約することにより、暴追センターにおける相談事業の高度化を図り、暴力団関係企業に関する情報提供を求め企業の要望に応えるとともに、企業における反社会的勢力との関係遮断への取組を実効あるものとするもの。

2 通知手続

(1) 各省庁等における排除措置の公表

警察からの排除要請等に基づき、暴力団関係企業として公共事業等からの排除措置を決定した各省庁等は、入札及び契約内容の透明性の確保を図るため、排除措置を受けた者の商号又は名称並びに指名停止等の期間及び理由などについて、インターネットを利用して閲覧に供する方法等により公表する。

(2) 暴追センターに対する通知

排除要請等を行った都道府県警察本部の暴力団対策主管課は、当該省庁等が暴力団関係企業に対する排除措置を公表した事実を確認した後、当該公表事実について暴追センターに通知する。

3 通知要領

別記様式（略）に必要事項を記載し、暴追センターに送付する。

4 留意事項

一の企業について、複数の省庁等に排除要請した場合は、そのうちの一の省庁等が排除措置を公表した時点において暴追センターに通知すること。